

本機関の発議による計画策定プロセスの開始要件のうち広域的取引の
環境整備に関する要件への適否の状況について

送配電等業務指針第33条第3項の規定に基づき、本機関の発議による計画策定プロセスの開始要件のうち広域的取引の環境整備に関する要件への適否の状況を下記の通り取りまとめましたので、公表いたします。

記

1. 対象要件及び適否の状況等

検討開始要件		対象期間	適否の状況	備考
ア	連系線の利用実績	2019年4月1日～ 2020年3月31日	適	第4回、第15回、第31回広域系統整備委員会で進め方を議論済みであり、新たに計画策定プロセス開始の対象となる連系線はございません
イ	市場取引状況	2019年4月1日～ 2020年3月31日	適	
ウ	地内基幹送電線の制約による出力制限の実績	2019年4月1日～ 2020年3月31日	否	—
エ	電気供給事業者の増強ニーズ	2019年4月1日～ 2020年3月31日	否	—

※上記要件に関する状況の詳細は、別紙の通り

以上

別紙 要件適否の状況に係る詳細について

計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について (報告)

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の状況について
[2019年度第4四半期結果まとめ]

2020年 6月 30日
広域系統整備委員会事務局

■ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否を確認した結果、新たに計画策定プロセスを開始する案件なし

- ①連系線利用実績，市場取引の状況（一回/四半期）
 - 新たな計画策定プロセス検討開始対象となる連系線なし
- ②地内基幹送電線の制約による出力制限の実績（一回/年）
 - 該当なし
- ③電気供給事業者の増強ニーズ（一回/四半期）
 - 対象なし

【今後の方向性】

- 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の確認は、マスタープラン検討の中で実施する評価により、広域系統整備計画の検討開始を確認する仕組みとしていきたい。

要件適否の状況について

①連系線について（指針第33条第1項第2号 ア、イ）

一回/四半期

- 連系線の利用実績（2019年4月～2020年3月）、および市場取引状況（2019年4月～2020年3月）から、**3連系線（北海道本州間、東京中部間、中国九州間）が計画策定プロセスの検討開始要件に適合。**（別紙参照）
- 要件に適合した連系線については**広域系統整備委員会で進め方を議論済み**であり、今回、当該指標に基づき**新たに計画策定プロセスを検討開始する連系線はない。**

要件に適合した 連系線	適合した検討開始要件		対応状況
	ア 連系線の 利用実績	イ 市場取引 状況	
北海道本州間連系設備	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 国からの要請に基づき、新北本連系設備整備後のさらなる増強等について検討開始。計画策定プロセス開始(2018年12月4日) 設備増強済 (2019年3月：60万kW⇒90万kW)
東京中部間連系設備	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 広域系統整備計画策定済み(2016年6月29日) 設備増強予定 (2020年度：120万kW⇒210万kW) (2027年度：210万kW⇒300万kW)
中国九州間連系線	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 第31回広域系統整備委員会(2018年3月9日)において計画策定プロセスの進め方について決定済。 今後、マスタープラン検討の中で系統評価を実施

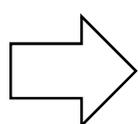
要件適否の状況について

②地内基幹送電線の制約による出力制限の実績（指針 第33条第1項2号ウ）

4

一回/年

- 年間最大・最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量実績が運用容量の5%以下となった場合又は電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている申出があった場合に、発電に恒常的な制限が発生している事実が確認されたとき。



- 一般送配電事業者より2019年度の実績データを収集
- 電気供給事業者に対して発電設備の出力制限に関する情報提供を依頼

を実施した結果、指針第33条第1項第2号ウの該当なし。

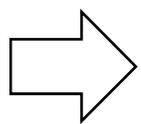
要件適否の状況について

5

③電気供給事業者の増強ニーズについて（指針 第33条第1項2号 Ⅰ）

一回/四半期

- 過去の計画策定プロセスで基本要件を定めた上で、増強に至らなかった広域連系系統について、事業者の増強ニーズなどを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。



過去の計画策定プロセスで「基本要件を定めた上で、増強に至らなかったもの」がないため、現段階では対象外。
今後、対象となる実績が出た場合に、本指標の整理が必要となる。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

本資料による報告(定期)

第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の通り。

一 安定供給に関する検討開始要件

ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。）が発生した場合

都度

イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合

都度

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う（以下、エにおいて同じ。）

一回/四半期

イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、過去1年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合

一回/四半期

本資料による報告(定期)

ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき

一回/年

エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合

一回/四半期

オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第9条第1項により一般送配電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認められたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

都度

カ その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。

都度

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)

第37条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

都度

計画策定プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環境整備に関する検討開始の要件適否の状況について定期的に報告することが、業務規程、送配電等業務指針に規定されている。

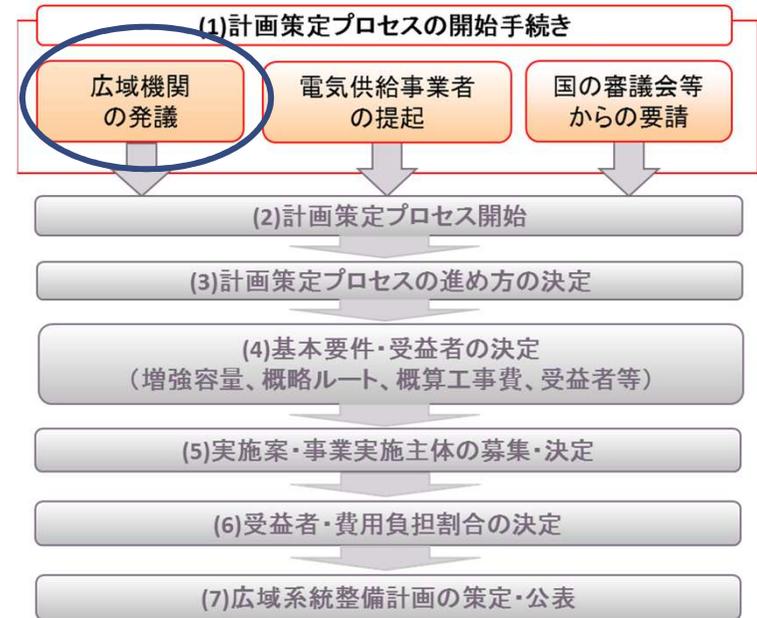
業務規程

「計画策定プロセス」は、以下により開始する。

- 一 **広域機関の発議**
- 二 電気供給事業者の提起
- 三 国の審議会等からの要請

「**広域機関の発議**」は、以下の観点から、送配電等業務指針で定める検討開始要件により判断する。

- ア 安定供給 : 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点
- イ **広域的取引の環境整備** : 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点



送配電等業務指針

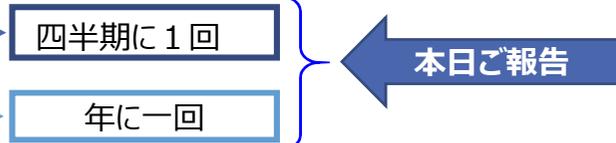
広域的取引の環境整備に関する検討開始要件は以下のとおり。

- ア 連系線の利用実績
- イ 市場取引状況
- ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績
- エ 電気供給事業者の増強ニーズ

オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス

カ その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合

要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。



送配電等業務指針第33条第1項第2号ア、イの要件適否の状況に係る詳細について(2020年3月末現在)

ア. 地域間連系線の利用実績

目的: 連系線の高稼働での利用頻度を見る

指標: 空容量/運用容量が5%以下の時間数比率(2019/4~2020/3)

連系線	順方向	逆方向	判定
北海道本州間連系設備	1%	58%	○
東北東京間連系線	8%	0%	
東京中部間連系設備	3%	80%	○
中部関西間連系線	0%	2%	
北陸関西間連系線	0%	0%	
関西中国間連系線	0%	0%	
中国四国間連系線	0%	4%	
中国九州間連系線	0%	30%	○
中部北陸間連系設備	4%	5%	※
関西四国間連系設備	1%	63%	※

判定: ○

(要件)

- ・運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が、過去1年間で20%以上となった場合

※他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱い総合的に判断する

- ・北陸関西間連系線迂回(順方向0%、逆方向0%)
- ・中国四国間連系線迂回(順方向0%、逆方向5%)

イ. 市場取引状況

目的: 連系線の容量超過により市場取引へ影響を与えた頻度を見る

指標: 市場分断処理の時間数比率(2019/4~2020/3)

連系線	順方向	逆方向	判定
北海道本州間連系設備	1%	41%	○
東北東京間連系線	2%	0%	
東京中部間連系設備	2%	75%	○
中部関西間連系線	0%	1%	
北陸関西間連系線	0%	0%	
関西中国間連系線	0%	0%	
中国四国間連系線	0%	1%	
中国九州間連系線	0%	20%	○
中部北陸間連系設備	0%	1%	
関西四国間連系設備	0%	2%	

判定: ○

(要件)

- ・過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上